

議案第 3 5 号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例
東京都板橋区職員定数条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 4 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 区長の事務部局の職員 | 3, 2 2 8 人 |
| (うち 2 9 8 人は、福祉事務所の職員の定数とする。) | |
| (2) 議会の事務部局の職員 | 1 8 人 |
| (3) 教育委員会の事務部局の職員 | 1 9 9 人 |
| (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 | 1 2 0 人 |
| (うち 6 人は、幼稚園教諭の定数とする。) | |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 1 1 人 |
| (6) 監査委員の事務部局の職員 | 1 1 人 |
| 合 計 | 3, 5 8 7 人 |
| 付 則 | |

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

職員の定数を改定する必要がある。